

裁 決 書

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
審査請求人 ○○ ○○

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○
処分庁 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○ ○○ ○○

審査請求人が令和2年1月6日に提起した、令和○年○月○日付け第○○○○○○○○号で○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○（以下「処分庁」という。）がなした建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条の2第1項の規定に基づく建築確認処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

理 由

第1 事案の概要

本件審査請求は、本件処分に係る土地（以下「本件敷地」という。）に一戸建て住宅（以下「本件建築物」という。）を新築するための建築確認申請に対し、処分庁が本件処分をなしたところ、審査請求人が本件処分を不服とし、その取消しを求めた事案である。

第2 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、審査請求書のとおりであるが、その要旨は次のとおりである。

1 本案前の主張

本件建築物の前面道路（以下「本件道路」という。）は、災害時、一

時避難場所に通じる避難路であり、また、審査請求人がバス停に至るまで、最も疲労が少なくかつ短時間で到着する通行路である。避難路であれば、避難に障害となる土砂災害のおそれがある建築物は容認できないし、通行している際に、偶然首都直下型地震や南海トラフ地震に遭遇して、本件建築物や擁壁によって被災し生存を脅かされることは容認できない。

また、公益的見地から、本件道路は学童通学路、校外学習、遠足路であることも申し添えておく。

2 本案の主張

(1) 法第89条違反について

法第89条では、「第6条第1項の建築、…の施工者は、当該工事現場の見易い場所に、…、建築主、設計者、工事施工者及び工事の現場管理者の氏名又は名称並びに当該工事に係る同項の確認があった旨の表示をしなければならない。」と規定されている。

本件では、写真（甲第2号証）のとおり、およそ「見易い場所」とは弁明し難い表示をしており、時に、撤去している場合もある。また、確認の表示である掲示物中心までは、一般人の平均的眼の高さ1.3メートルから1.5メートルまでの高さではなく、地上高2.2メートルの高さに設置されており、これでは大概の歩行者は見逃すはずである。

(2) 法第19条第4項違反について

本件敷地内にある擁壁は、法第2条第1号及び同条第12号の規定から、確認審査の対象である。

本件敷地内にある、残置鉄筋コンクリート擁壁（以下「本件鉄筋コンクリート擁壁」という。）、型枠ブロック擁壁（以下「本件型枠ブロック擁壁」という。）、階段部（以下「本件階段部」という。）及び残置大谷石練積み造の擁壁（以下「本件大谷石練積擁壁」という。）は、当然に建築基準関係規定に適合しなくてはならない。

ア 本件鉄筋コンクリート擁壁（高さ1.7メートル）について

法第20条第1項第4号イにおいて、同項第1号から第3号までの建築物以外の建築物は、「当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合すること。」とされており、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「施行令」という。）第142条で「…法第20条第1項の政令で定める技術的基準は、次に掲げる基準に適合する構造方法又はこれと同等以上

に擁壁の破壊及び転倒を防止することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いることとする。」とされている。

「国土交通大臣が定めた構造方法」とは、平成12年建設省告示第1449号第3において「宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「宅造法施行令」という。）第7条に定めるとおりとする。」と規定し、施行令第142条第2項では「擁壁については、第36条の3、…の規定を準用する。」としている。

本件鉄筋コンクリート擁壁を残置するにあたり、「安全な構造」の有無を検討しなければならないところ、本件鉄筋コンクリート擁壁は宅造法施行令第7条第1項に規定する「…、構造計算によって次の各号のいずれにも該当することを確かめたもの」ではなく、「安全な構造」と言い難い。そもそも、配筋、根入れ深さ、水抜き穴の不設置等、不明箇所が多い。

よって、確認済証の交付での技術的根拠を明示されたい。なお、杭打設は、宅造法施行令第7条第2項第2号に関するものであり、審査請求人が要求するのは、宅造法施行令第7条第1項各号である。

イ 本件型枠ブロック擁壁（高さ1.7メートル）について

写真（甲第2号証）から、本件型枠ブロック擁壁は無確認工事であることが分かる。無確認工事で施工した本件型枠ブロック擁壁を残置するにあたり、上記「ア 本件鉄筋コンクリート擁壁（高さ1.7メートル）について」と同様に、「安全な構造」の有無を検討しなければならないところ、本件型枠ブロック擁壁は宅造法施行令第7条第1項に規定する「…、構造計算によって次の各号のいずれにも該当することを確かめたもの」ではなく、「安全な構造」と言い難い。

よって、確認済証の交付での技術的根拠を明示されたい。念のため、杭打設は、宅造法施行令第7条第2項第2号に関するものであり、審査請求人が要求するのは、宅造法施行令第7条第1項各号である。

ウ 本件階段部について

写真（甲第2号証）から、本件階段部は宅造法施行令第1条第2項（なお、審査請求人は宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第1条第2項と主張しているが、審査請求人の主張の趣旨から、審査請求人の主張する「宅地造成等規制法第1条第2項」は、

「宅造法施行令第1条第2項」と解することとする。)に規定する「崖」に該当する。

大谷石練積み造は、大谷石奥行きを全幅を接合することで、擁壁機能を保持する構造であるのに、10センチメートルにも満たない積み重ねでは、法第20条第1項の「安全な構造」とは言い難い。

よって、確認済証の交付での技術的根拠を明示されたい。再度記述するが、杭打設は、宅造法施行令第7条第2項第2号に関するものであり、審査請求人が要求するのは、宅造法施行令第7条第1項各号である。

エ 本件大谷石練積み擁壁について

大谷石練積み造の擁壁は、過去の地震や大雨時の土砂崩れ災害事例から、新たに築造する場合は許可されない。本件大谷石練積み擁壁は、経年劣化により表面が相当風化されているが、客観的な構造計算による安全性の確認ができない。安全側に施工しているのは、近隣の擁壁を表した写真(甲第2号証)や審査請求書記載の図のとおりである。

第3 当審査会の判断

1 建築確認処分の取消しに係る審査請求の利益について

建築確認は、それを受けなければ当該工事をする事ができないという法的効果を付与されているにすぎないものというべきであるから、当該工事が完了した場合においては、建築確認の取消しを求める訴えの利益は失われるものといわざるを得ない(最高裁昭和59年10月26日判決参照)。

そこで、本件についてこれをみると、当審査会が職権により確認したところ、処分庁は、令和〇年〇月〇日、法第7条の2第4項に基づく完了検査を実施して、本件処分に係る建築工事の完了を確認し、同月〇日には検査済証を交付していることが認められた。

したがって、本件処分の取消しに係る請求については、審査請求人において、その審査請求の利益は失われたというべきであり、不適法といわざるを得ない。

2 結語

以上のとおり、本件審査請求は不適法であって補正することができないことが明らかであるから、その余について判断するまでもなく、

行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第24条第2項及び同法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

第4 口頭審査の不実施

なお、法第94条第3項は、「建築審査会は、前項の裁決を行う場合においては、行政不服審査法第24条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、あらかじめ、審査請求人…の出頭を求めて、公開による口頭審査を行わなければならない。」と定めているところ、本件審査請求は、前述のとおり行審法第24条第2項に基づき却下するため、口頭審査は実施しないものとした。

令和2年1月24日

横浜市建築審査会
会長 大久保 博

教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に国土交通大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。